

仕様書

1 業務の名称

令和8年度 香美市施設消防設備点検委託及び防火対象物点検委託業務

2 業務の内容

(1) 消防設備点検

消防法第17条の3の3の規定に基づく点検及び報告

対象施設 90施設（別表「施設一覧」参照）

(2) 防火対象物定期点検

消防法第8条の2の2の規定に基づく点検及び報告

対象施設（防火対象物点検）

（1）の施設の内、11施設（別表「施設一覧」参照）

(3) 不良箇所修繕補助

不良箇所の修繕に関する助言等。

修繕に関する助言等とは、不良箇所の修繕についての技術的な助言をいい、交換だけですむもの、設計が必要なものの分別等をいう。

なお、本業務に不良箇所の修繕は含まない。

(4) 点検対象施設における訓練又は設備の不具合、誤報、誤作動等が発生したとき等の現地確認、応急処置及び復旧、管理又は修繕に係る指導。

ただし、応急処置は処置が可能であるときに限る。

なお、本業務に不良箇所の修繕は含まない。

3 点検の期間及び時期

(1) 点検期間

点検期間は、契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。

(2) 点検時期

防火対象物定期点検については年1回とする。

消防設備点検の外観及び機能点検は、前期、後期の年2回とする。

（前期は8月、後期は2月を想定）

4 点検の基準

消防法施行規則第4条の2の4、同第4条の2の6、消防庁告示第12条及び第14条に準拠して行うこと。

5 その他

(1) 外観点検

消防用設備等の機器について、適正な配置、変形、損傷の有無を点検基準に従って確認する。

(2) 機能点検

外観または簡単な操作により判別できる事項を点検基準に従って確認する。

(3) 総合点検

消防用設備等の一部を作動させて点検基準に従って確認する。

(4) 点検員の資格

消防用設備等の点検は、消防設備士または消防庁長官が認める資格を有する者（消防設備点検者）が行うこと。

(5) 報告書の提出

各期の点検完了時には速やかに報告書を提出すること。報告書には各設備の点検票に所見等を添えた点検一覧表を綴じ込むこと。

(6) 消防署への報告

消防法第17条の3の3の規定に基づき、政令第36条第2項の定めによる報告を要する防火対象物については、後期点検完了後速やかに消防署に『点検結果の報告』の事務手続きを行うこと。

(7) その他

その他不明な点がある場合には、発注者と協議のうえ対処すること。